

アーキビスト認証委員会（第9回）議事の記録

1 開催日時 令和3年9月3日（金） 14時00分～16時00分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井上 由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)
	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)
	福井 仁史	(迎賓館長)

(内閣府)	吉田 真晃	大臣官房公文書管理課長
(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	中田 昌和	理事
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- (1) アーキビスト認証に係る普及啓発活動について（報告）
- (2) 認証アーキビストの更新に係る検討について
- (3) アーキビスト認証に係る拡充検討について

5 概要

- 高埜委員長 ただいまから、第9回アーキビスト認証委員会を開会する。本日は、井口委員、井上委員、太田委員はオンラインでのご参加となる。
また、8月に着任された吉田真晃公文書管理課長にもご出席いただいている。
本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいているので、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立している。
それでは初めに、鎌田薫館長より、ご挨拶をお願いしたい。
- 鎌田館長 委員の先生方におかれては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。
国立公文書館では、この緊急事態宣言下でも、最大限国民の権利や利用者の便宜を図るという観点から、感染防止対策を行った上で、東京本館の閲覧室や展示室を開室するとともに、公務員や公文書館職員向けの研修をオンラインなども活用して行っている。
また、7月1日には、当館開館50周年を記念した式典を開催した。会場に直接おいでいただく方は感染防止のために限定をしたが、同時に広くライブ配信も実施した。本委員会委員の先生方も、いずれかの形でご参加いただいた方がいたことと思う。この場を借りて御礼を申し上げる。当日は、福田康夫元内閣総理大臣、井上信治内閣府特命担当大臣、上川陽子世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟会長のご出席を賜り、大変盛会となった。

なお、当日の様子は、国立公文書館ニュースや国立公文書館 YouTube チャンネルで紹介しているので、ぜひご覧いただければと思う。

本日の認証委員会においては、議事次第に掲げている通り、3つの議題についてご審議をいただきたい。第1が、前回委員会以降のアーキビスト認証に係る普及啓発活動についてご報告申し上げる。第2には、認証アーキビストの更新に係る検討について、事務局における検討状況を踏まえ、ご議論いただきたい。第3には、アーキビスト認証に係る拡充検討について、認証アーキビストが定着していくことを前提とし、いわゆる「准アーキビスト」の創設について、委員の先生方のご意見を賜りたい。

本日もお忙しい中ご参加いただき、貴重なご意見を賜ることを大変楽しみにしているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 引き続き、本日もご出席いただいている吉田真晃公文書管理課長より、一言ご挨拶をお願いしたい。

○吉田課長 杉田前課長の後任として、8月1日に着任した公文書管理課長の吉田です。8月1日までは公文書管理課企画官として、公文書管理法施行10年、デジタル化、そして、国立公文書館新館の開館なども見据えて、どのように公文書管理制度をしっかりと定着・発展させていくかの検討を担当していた。

我が国の公文書等がしっかりと管理され、保存・利用されることが重要であり、人材育成を含め、政府としてどのように取り組んでいくかということをご説明したい。

○高埜委員長 それでは、議題1「アーキビスト認証に係る普及啓発活動について（報告）」について、まずは事務局からご説明をお願いしたい。

議題1 アーキビスト認証に係る普及啓発活動について（報告）

○幕田首席公文書専門官 資料1に基づき報告

令和3年度の申請に向けて、「令和3年度認証アーキビスト申請の手引き」を6月4日にホームページで公表し、アーキビスト認証に係る普及啓発活動のキックオフとした。

まず、1つ目は、6月10日に開催した全国公文書館長会議において、「アーキビスト認証について」と題し、説明を行った。

2つ目は、申請希望者向け全体説明会を、オンラインで2回実施した。1回目は平日、2回目は土曜日に実施し、合わせて80名の方にご参加いただいた。全体説明会に参加できなかった方のために、2回目の説明会の録画映像を、国立公文書館のYouTubeチャンネルにて公開した。8月末までに151回のアクセスがあった。

3つ目は、関係機関向け個別説明会として、富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会、日本歴史学協会などからの求めに応じ、当館の職員を派遣して説明を行った。

4つ目は、アーキビストの専門的な知識・技能等を習得できる機会を充実させていくために、アーキビスト認証に係る科目設置を検討している高等教育機関の担当者向けに、個別説明の実施についてご案内した。これを受けて、複数の機関から開催希望が寄せられたため、現在随時、個別説明・意見交換を行っている。

最後に、その他であるが、日本アーカイブズ学会の『アーカイブズ学研究』と全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』への寄稿依頼をいただいている。

一つ一つ積み重ねながら、アーキビスト認証が定着していくように、今後もこういった活動を継続的に行うこととしており、皆様のご協力をお願いしたい。説明は以上である。

○高埜委員長 ただいまのご説明について、何かご質問やご意見があればご発言いただきたい。議題1は報告事項であるので、これでよろしいか。

それでは議題2に進みたい。議題2の「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局からご説明をお願いしたい。

議題2 認証アーキビストの更新に係る検討について

○梅原統括公文書専門官 資料2に基づき説明

前回の第8回認証委員会において、「認証更新できなかった場合の措置」については、直近5年間の活動実績により更新可能とすることとし、規定を整備した。

本日は前回に引き続き、3点の意見交換事項について、ご意見をいただきたい。

まず、「1 育児・介護休業における特例措置」である。前回、特例措置を設けることの可否について伺ったところ、先生方からは、雇用状況・環境について現状を把握するためのデータが必要とのご意見をいただいた。そこで対応案として、特例措置の検討に限定せず、認証アーキビストが活躍しやすい環境を整備するための現状把握として、令和4年1月以降に認証アーキビストに対し雇用形態や育児・介護休業取得可能状況等を含むアンケート調査項目の検討を開始したいと考えている。その調査結果を踏まえ、あらためて特例措置の可否に関して検討したい。アーキビストの現状把握を目的とした調査は、これまで関係機関等を含め行われてこなかったと思われる。また、アンケート調査は1回だけにとどめず、今後も、定期的実施していくことも必要ではないかと考えている。

次に「2 認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体化」である。資料2の3ページ目に、「認証アーキビスト審査規則 別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数」を示しているが、「(1) 知識・技能等」に記載している研修会等の具体化についてご相談したい。前回の認証委員会における議論では、この研修会等の具体化を図った上で、その結果を「申請の手引き」の「よくある質問 (FAQ)」で示す案をお示したが、その方向性について特段のご意見はなかった。そこで今回は、この「研修会等」の要件についてご意見をいただきたい。

要件の1つ目は、「認証アーキビストの共通課題について討議を行う研修会・研究会」としている。例えば、評価選別や利用審査等のテーマを挙げて、現場に根差した共通課題を、討議形式で深めていただくような研修会・研究会を想定している。要件の2つ目は、「認証アーキビストが対応すべき新しい課題に対する知識・技能が学べる研修会・研究会」としている。例えば、電子化等の新しい課題を想定している。以上の要件で過不足なければ、当館のみならず、アーカイブズ関係機関協議会構成機関等にお知らせし、各機関でこの要件のいずれかに該当する研修会等を実施しているか照会をしたい。該当する研修会等が確認できた場合、「申請の手引き」の「よくある質問 (FAQ)」の例示として追記することを考えている。

それから一番下に「認証要件となっている研修の取扱いについて検討する。」としているが、特に2号申請者は、これまで体系的な教育の機会を得られていない方が多い。「認証要件となっている研修」とは、具体的には当館で行っているアーカイブズ研修Ⅰ及びⅢ、国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）であり、これらの受講は、体系的な教育の機会を得るとともに、網羅的な知識・技能等の再確認ができるというメリットがある。一方、認証アーキビストは、体系的な教育の機会が得られていなかったとしても、既に十分な実務経験と調査研究実績をもって、同等の知識・技能等を有する者と認められているのであり、例えば、いわゆる初級者向けとして位置づけられている当館のアーカイブズ研修Ⅰの受講を、更新する際のポイントとすることが妥当かというご意見もある。

最後に「3 新規項目の追加」である。前回の認証委員会で、新たに「公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」、「被災公文書等の救援活動」という2項目を追加する方針については、ご異論なかったと思う。認証要件は、「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」の3つに整理しており、「認証アーキビスト審査規則 別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数」も、同様に3つに区分している。今回追加する2項目は、あらためて検討した結果、いずれも「(3) 調査研究能力」の項目に位置づけることが適当ではないかと考える。

また、新たに追加する2項目の「標準点数」についてもご検討いただきたい。「公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」については、委員として選出され参加することが重要と考え、既存の別表2との整合性を図り、基準の細分化を避けるためにも、年単位で10点としてはどうかと考えている。なお、「被災公文書等の救援活動」については、要件として2つ提案したい。1つ目は、所属機関の業務として救援活動を実施した場合、2つ目は歴史資料ネットワーク等の団体やプロジェクトチームに参画し、被災公文書等

の救援活動を行った場合である。こちらは日単位で5点としてはどうかと考えている。

なお、規則改正と「よくある質問 (FAQ)」への追加は、令和4年5月頃に行う予定の規則改正に間に合うよう、アーキビスト認証委員会へ諮った上で実施したい。

説明は以上となる。特に要件について、方向性をご検討いただくとありがたい。

- 高埜委員長 ただいまの事務局からの説明について、まず、資料2の「1 育児・介護休業における特例措置」について確認したいと思う。
- 井上委員 基本的にはこの方針に賛成である。アンケート調査の対象は認証アーキビストを想定されているが、資料3別添1「アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告」を見ると、「今後、認証要件を満たす可能性があると思われる者」という方々もおられる。このような方々まで対象を広げてもよいのではないか。その場合は各公文書館等をお願いし、調査対象となりうる人にもアンケートに答えていただく必要があるため、やや面倒になると思うが、認証アーキビストになった方と、今後認証アーキビストに申請いただく方との間で、系統や属性に若干の違いがある可能性もある。もし余力があれば、調査対象を広げていただくことを検討されてもよいのではないか。
- 高埜委員長 アンケート調査の対象をもう少し広げることについて、事務局はいかがか。
- 梅原統括公文書専門官 構想では、令和2年度に認証したアーキビスト190名と、今年度に認証する方を調査対象としていた。調査対象の範囲や実施手順等は、さらに検討したい。
- 高埜委員長 井上委員、今のような事務局のお考えでよろしいか。
- 井上委員 コアになるのは昨年度と今年認証される方であるということでは当然だと思うので、結構である。
- 高埜委員長 続いて「2 認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体化」に移る。まず、「研修会等」の要件は、資料2に示された2点でよろしいか。アーカイブズ関係機関協議会構成機関等に対してこれらの要件を示し、該当する研修会等の開催について照会をする。該当する研修会等が確認できた場合、「よくある質問 (FAQ)」に例示として追記する。それから、認証要件となっている研修の取扱についても検討するとのこと。これらについて何かご質問、ご意見等をお出しいただければと思う。
- 大友委員 考え方について確認したい。認証アーキビスト審査規則別表2では、「研修会等」と記載しているが、資料2の対応案では、「研修会等」ではなく「研修会・研究会」とある。この「研究会」の範囲をどのように考えたらよいか。また、同じく資料2の対応案にある「アーカイブズ関係機関協議会構成機関等」の「等」は、具体的にどこを考えているか。この2点についてお伺いしたい。
- 梅原統括公文書専門官 先に2つ目の質問についてご説明したい。現段階では国文学研究資料館が正式にアーカイブズ関係機関協議会に入っただいておらず、次回から参加される段取りでご相談している。これが「等」とする理由である。1つ目の質問について、もともとは「研修会等」としているが、研修会にはいろいろな形態や名称があり、なかなか整理が難しく、研究会という言葉も含めたところ。その範囲については、むしろご意見を賜りたい。
- 高埜委員長 研修会と研究会では、やはりイメージが少し違うということになるか。
- 大友委員 更新申請者側が書類を作成する際に、どこまで対象となるかがうまく伝わらないと大変だと思う。アーカイブズに関する機関で大会を開催すれば、新しいテーマや共通課題に関していろいろな報告がされる。更新申請者にうまく伝わらないと混乱が起こるかもしれないと思い、お伺いした。
- 幕田首席公文書専門官 まずは各機関へ照会し、幅広く該当するものを出してもらった上で、それが「研修会等」の要件に該当するかどうかを検討し、進めていきたい。なお、「研修会等」の「等」として事務局が思いついたのは、研修会と研究会であった。例会なども「等」としてイメージはしていた。いずれにしても名称はいろいろあるため、すべてを羅列するよりは、幅広く事例をご紹介、ご提供いただいて、ご議論の場にのせたいと考えている。
- 大友委員 確かにこれから検討することができればと思う。
- 高埜委員長 認証アーキビストにとって、あるいはこれから目指す方にとって、その後の更新も含めて、絶えずスキルアップを続けてもらうことが重要。研修会と研究会の線引きは非常に曖昧であり、難しいと思う。例えば国立公文書館が主催する研修のように、形が明確なも

のがある一方で、研究会の中で極めて実務的な問題に関し実務経験に基づき問題提起がなされたり、共有認識が深まっていったりする事例がこれまでもあった。それらも対象にする意味で、ここを「研修会・研究会」とすることは、かえって将来的に意味が出てくるのではないかと思う。「研修会」と言うと、どうしても実務的な作業を含む印象があると思うが、もう少し広く、「研究会」も対象として示すことにすれば、様々な具体例が各機関から出されるのではないか。

それでは、続いて「3 新規項目の追加」について。ここが今日しっかりと確認したい点である。「(1) 公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」と「(2) 被災公文書等の救援活動」の2つについては、これまでの委員会の議論を踏まえて、新規項目として追加することになった。

まず「(1) 公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」は、アーカイブズに係る調査研究能力の項目の中で位置づけをして、具体的な標準点数として、例えば年間通して委員として参画したら10点を与えることはどうか、という提案であった。

それから、「(2) 被災公文書等の救援活動」は、これもアーカイブズに係る調査研究能力の項目として位置づけてはどうかと。そして、要件を「所属機関の業務として救援活動を実施した場合」、もしくは「歴史資料ネットワーク等の団体やプロジェクトチームに参画し、被災公文書等の救援活動を実施した場合」とし、1日あたり5点を標準点数とする。

この2点について今日ご確認いただき、令和4年度から実施できるようにという予定を考えているという提案であった。それでは、「3 新規項目の追加」について、委員の方々からのご質問、ご意見をいただきたい。

- 福井委員 この場合の「被災公文書等」とは、どのようなものをイメージしているのか。水害のほか幾つかパターンがあるかと思う。例えば経年劣化は被災公文書に入るのか。あるいは、触れることによってウイルスに感染する可能性があるものなど、様々なものがあると思う。公文書等の被災状態によって、この救援活動の専門性は随分違ってくる気がするが、その点はどのようにお考えか。
- 梅原統括公文書専門官 ここでの「被災公文書等」は、自然災害等によって資料が被害にあった状況を想定している。水害が一番多いかと思う。一方で、経年劣化などの所蔵資料の保存、管理は通常の業務の修復活動であり、今のところ想定していない。
- 福井委員 被災資料の救援活動については、いろいろなパターンがある。例えば国立公文書館で救援活動に参加した人は分かりやすいが、人によって随分イメージが違うのではないかと考え、お聞きした。
- 梅原統括公文書専門官 ご指摘のとおり、人によっていろいろなイメージがあると思う。実際の審査には活動実績を証明する何らかの書類が必要となるだろう。
- 高埜委員長 証明書類は、例えば参加者名簿などに記載される程度でよいということか。
- 梅原統括公文書専門官 具体的な書類は検討中である。各機関が業務として行った場合は証明を得ることができると思うが、個人で活動を行った場合、証明を得ることは難しいだろう。
- 高埜委員長 具体的な事例は「よくある質問 (FAQ)」に例示していただければと思う。
標準点数についてであるが、被災公文書の1日あたり5点とは、活動に参加して1回5点ということか。
- 梅原統括公文書専門官 点数の多寡についてはご意見をいただき、次回までに再度検討したい。現在の点数案は、別表2(3) 調査研究能力の点数を参考に考えたものである。
- 高埜委員長 具体的な点数は今後検討を重ねていくが、参考までに何かご意見があればお寄せいただきたい。
- 大友委員 「(1) 公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」の点数について、別表2を見ると、その多くは基本的に個人の努力や実践に基づいている。しかし「委員会・審議会等へ委員として参画」は、依頼されて出席するという側面もあり、依頼されて行っただけで10点となると、不平等感が起こりかねないように思う。ここはもう少し点数を下げてよいのではないか。
- 太田委員 「(1) 公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」の点数について、私も大友委員と同意見である。審議会にもよるが、かなりハードなところから、年に

1回会議に出るだけというところもある。別表2「(2)実務経験」では、1年間毎日勤めて3点となっているが、一方で審議会に出席しただけで10点。これはあまりに高いのではないかという印象である。

それから「(2)被災公文書等の救援活動」の要件のうち、一点目の「所属機関の業務として救援活動を実施した場合」について、認める活動範囲が非常に難しいと思う。被災公文書の救援でも、レスキューのために現場に行く形から、東日本大震災の時に群馬県立文書館や神奈川県立公文書館でも行われたように、被災地から自分の館へ被災公文書を持ってきて、日常業務の中で作業を行う形もある。どこまでを「救援活動」として含めるかで範囲が違ってくる。例えば、被災公文書等を自分の館に持ってきて、日常業務の中で修復を行ったとする。それが1日で5点となると、火水木金と1週間やればもう20点になってしまい、点数的にもどうなのか。一方で、別表2の「(2)実務経験」は、1年3点となっており、重なるところも出てくる。ただこの重なりは、展示図録や目録作成でも起こりうるので、その意味では同じだろうと思うが、やはり点数の関係で考えると、展示図録や目録作成は1年位かけて、やっと1つできあがるようなものだが、救援活動が1日で5点となると、これはどうかという感じがする。

二点目の「歴史資料ネットワーク等の団体やプロジェクトチームに参画」について、ここで「参画」という言葉が少し気になった。プロジェクトを統括してこれを回すとなると、本当に大きな仕事になってくるが、一方でプロジェクトの募集があったから参加して、指示に従って作業をするだけでも1日5点なのかと。この「参画」とはどこまでのことを指しているのか。この活動を更新の際のポイントとして付与するということは賛成であるが、実際に点数や認める範囲を考えると、かなりよく考えないと難しいところがあるように感じる。

- 高埜委員長 いろいろなご意見をお出しいただいたが、あとは事務局に引き取っていただいて、今後検討を重ねるということでよろしいか。
- 井上委員 1つだけよろしいか。2つの項目を新たに加えることについては賛成であるし、点数についても他の先生方が言われたようなことで検討していただければよいと思う。しかし、新規項目を「(3)調査研究能力」に振り分けるということに違和感を覚える。別表2を見ると、研修等の講師は「(3)調査研究能力」に入っているが、これも職務基準書の職務でいえば、「指導・助言」や、あるいは「アーカイブズ機関等職員に対する研修の企画」などに分類されるものではないか。加えて、今回新たに付け加えようとしている審議会や救援活動は、果たして調査研究能力なのか。もしこの中に入れるとしても、調査研究能力「等」と入れるなどしたほうが分かりやすいような気がするが、いかがか。
- 高埜委員長 今の時点で事務局から、井上委員のご意見に対して何かあるか。
- 伊藤上席公文書専門官 別表2のつくり方であるが、基本的には認証の3要件である「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」の3つに整理をした方が、更新申請者も分かりやすいのではないかと考え、検討を始めたところである。いただいたご意見を踏まえ、改めて事務局でも考えてみたい。
- 高埜委員長 それでは引き続き事務局にて作業を進めていただきたい。
続いて、議題3「アーキビスト認証に係る拡充検討について」に移りたいと思う。まず事務局からご説明をお願いしたい。

議題3 アーキビスト認証に係る拡充検討について

- 梅原統括公文書専門官 資料3に基づき説明

アーキビスト認証は昨年度から始めたばかりであって、まずは確実に定着を図る必要がある。また、アーカイブズ関係者だけではなくて、認証アーキビストの活動によって、広く社会に対して公文書等の管理・保存・利用の意義を普及啓発する必要も感じている。

今回ご議論いただき、いわゆる「准アーキビスト」については、アーキビスト認証準備委員会以来、検討を進めてきており、前回までに、行政機関において文書管理の知見・経験を持つ実務者であるAタイプ、アーカイブズ機関において認証アーキビストの候補者となるBタイプ、高等教育機関においてアーキビストを目指すものであるCタイプという、大きく3

つのタイプに分けて整理してきた。このうちAタイプについては、この後で吉田課長から検討状況等をお話いただくこととなっている。よってここでは、Bタイプ、Cタイプについてご議論いただきたい。

ご議論いただくにあたり、前回委員会でもお伝えしていた、全国の公文書館等へのアンケート調査結果が取りまとまったので、報告したい。なお、アンケートは全国の公文書館等にご協力いただき、101機関中97機関に回答をいただいた。資料3別添1「アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告」は、冒頭6ページが概要版となっており、個別の回答は7ページ以降の詳細版に掲載している。また末尾に質問用紙を添付している。

まず、別添1の4ページをご覧ください。問1-5「アーキビスト認証の開始によってメリットがあったか、または今後メリットがあるか」という質問に対し、「はい」は20機関、「どちらかといえば、はい」は45機関で、合わせて65機関、全体の約7割の機関からアーキビスト認証のメリットを感じたとの回答を得た。その具体的な理由として、全体の約半数の機関が、「職員がアーカイブズに係る専門性を有していること対外的に示すことができる」や、「職員自らが、専門性を有していることを公的に名乗ることができる」ことが挙げられている。これはアーキビスト認証を始めたことによる成果だと思う。

また、別添1の3ページにある問1-4「(認証を受けた職員がいる場合) 認証を受けた職員に対する待遇改善を行ったか」という質問では、3機関において具体的な待遇改善が図られたことが分かった。今後、こうした取組が広まっていくことを期待したい。

次に、別添1の1ページ「職員数及びその内訳の総括」をご覧ください。今回、約100機関にアンケートを実施したところ、その職員数は、およそ1,500名であることがわかった。このうち、「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員が944名、一方で、総務担当者のような「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事しない職員は554名であった。このように両者の比率はおよそ2対1であった。

続いて、「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員のうち、令和2年度に「認証を受けた者(認証アーキビスト)」は101名、「今後、認証要件を満たす可能性があると思われる者」は254名であった。我々はこの254名が、今後、認証アーキビストの申請にチャレンジしていただける可能性がある方だと捉えている。それから、「今後も認証要件を満たす可能性が低い者」は538名であった。この538名の内訳を問うたところ、「認証アーキビストと同様に業務を担う者(例：人事異動により配置され数年で異動する行政職員、長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員)」が205名、「認証アーキビストの指示のもと作業を行う者(例：パートタイム職員)」が299名であった。

このような結果を踏まえ、いわゆる「准アーキビスト」のBタイプ、Cタイプの資格化の必要性について、各機関に対し質問した。

別添1の5ページ、問2-2をご覧ください。この質問は、「今後も認証要件を満たす可能性が低い者のうち、認証アーキビストと同様に業務を担う者」、つまりBタイプのうち、人事異動により配置され数年で異動する行政職員や、長期の勤務経験を有するが調査研究は行わない職員について資格化の必要性を聞いたものだが、資格化が必要だと答えた機関は合計で37%であり、4割に満たなかった。

別添1の6ページ、問2-3では、「今後も認証要件を満たす可能性が低い者のうち、認証アーキビストの指示のもと作業を行う者」、つまりBタイプのうち、パートタイム職員などについて資格化の必要性を聞いたものだが、資格化が必要だと答えた機関は合計で23%であり、問2-2と比べると必要とする回答の比率はさらに下がった。

最後に、同ページの問3で「アーキビストの職務基準書」に定める職務の実務経験を有していないが、アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者」、つまりCタイプに資格を付与することの必要性について聞いたところ、資格化が必要だと答えた機関は合計で58%であり、過半数以上の機関が必要性を認めているという結果であった。

以上のようにアンケート調査では、Bタイプに比べCタイプの資格化の優先度が高いという結果となった。

さらに、このアンケート調査に加え、既に複数の認証アーキビストが在籍し、これまでも専門職員の採用に取り組んできた県、市、大学法人のアーカイブズ機関各1館に対し、ヒア

リング調査を行った。その調査結果が別添2である。各館に対しては、アンケート調査の回答を踏まえ、その理由や回答の背景について、全項目にわたりヒアリングを実施したが、別添2では、資格化の必要性に絞った項目のみ掲げている。

まず、「認証アーキビストと同様に業務を担う者」、つまりBタイプのうち、人事異動により配置され数年で異動する行政職員や、長期の勤務経験を有するが調査研究は行わない職員の資格化について聞いたところ、広島県立文書館では「どちらかといえば、不要」とし、理由は「公文書館法では専門職の能力として調査研究を必須要件としており、この点は重要」との回答であった。東京大学文書館でも同様に、「安易にハードルを下げてしまえば、認知度は上がるかもしれないが、同時にアーキビストも簡単になれる、レベルの低いものと受け止められ、社会的な位置付けも軽くなってしまうのではないか」との否定的な回答であった。次いで、問2-3「認証アーキビストの指示のもと作業を行う者」、つまりBタイプのうち、パートタイム職員などの資格化について聞いたところ、尼崎市立歴史博物館（あまがさきアーカイブズ）からは、「資格取得のハードルを低くしないほうがよい」との回答であった。このようにヒアリング調査からも、総じてBタイプの資格化の検討は急ぐべきでないとの意見が多かったといえる。

次に、問3「アーキビストの職務基準書」に定める職務の実務経験を有していないが、アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者」、つまりCタイプの資格化については、3館とも「必要」または「どちらかといえば、必要」との回答であった。広島県立文書館と尼崎市立歴史博物館（あまがさきアーカイブズ）からは、レベル感としては大学院レベルを想定しているとの回答を得た。また東京大学文書館においても、「大学院教育を充実していくこと、また大学院教育を基本に専門人材を育成していくことが重要と考える」という意見であった。一方で、広島県立文書館からは資格化するとしても、「学芸員や司書のように大量輩出しても就職先がないということにもなりかねない」という、いわゆる出口の問題についての意見があった。

別添2の裏面では、各館の自由意見をまとめている。東京大学文書館からは、「准アーキビスト」を設ける目的について明確化して取り組む必要があるのではないかとこの意見があった。この意見は、やや遠回りに見えるかもしれないが、今後の検討を進める上で、改めて確認すべき重要なポイントであるように思う。

資料3に戻りたい。アンケート調査やヒアリング調査の結果、高等教育機関においてアーキビストを目指すもの、つまりCタイプの資格化に係る優先度が高いという結果が得られた。そして、この結果を踏まえつつ、いま一度、この「准アーキビスト」を設ける目的を当委員会で明確化し、検討の道筋を定めたい。

そこで本日は「准アーキビスト」を設ける目的の叩き台として、2つの例を掲げている。例1は「認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材定着を図る」というものであり、大学院レベルを想定している。例2は「公文書等の管理に係る基礎的知識を有する者を公的に認める仕組みを設け、資格取得を促すことを通して、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める」というものであり、大学学部レベルを想定している。あくまで例であり、この2つのどちらかに絞り込むものではないが、ご意見を頂戴したいと思う。

今後については、設定した目的によって、進め方が変わってくるため、必ずしも予定どおりいくかどうか分からないが、年度内には拡充の目的、資格保有者の果たす役割の確認をしながら、引き続き検討していきたいと考えている。

○高埜委員長 この委員会での検討課題は、資料3に提示いただいた「2 ご議論いただきたい事項について」となる。この辺りを中心に、委員の先生方からは幅広くご意見を出していただければと思う。

資料3の例2について、これは学部段階の学生を念頭に置いているということであるが、現在の大学教育では、アーカイブズを学べる体制は十分に備わっていない。しかし、学部段階で、公文書等の管理に関わる基礎的知識を取得したい、学びたいという学生の需要はあると思う。勉強することによって、将来、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・

認知度が高まることは当然考えられる。私は今もう現場を離れているが、学生とその親は、在学中に何か資格を取得したいという傾向が強かったことを覚えている。学生も、例えば学芸員資格、司書資格、教員資格、その中のどれかにチャレンジしていたように思うし、非常に精力的な学生はその3つの資格を全部4年間で取得していた。アンケートにもあるとおり、資格を持ったからといって直ちに就職につながるわけではないが、学生やその親の心理が資格取得にあったことは事実だと思う。

今回、「准アーキビスト」の資格が取得出来る大学が整備されるようになれば、恐らくその資格を取得しようとする学生は、結構な数に上るのではないか。そのときの学生の心理は、この資格で専門職として直ちに就職できるなどということは考えてはいないものの、民間企業へ就職する際に、「准アーキビスト」の資格を持っているということは、ちょっとした強みになる。民間企業の人事担当者の話は聞いていないが、やはり資格を持っているということは、それなりの意味を持つのではないか。そういう意味では、学部段階でこういう授業科目が広く開設されるようになり、資格取得を目指す学生が増え、結果としてアーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解、認知度を高めることにつながると思う。ただし、それを実現するためには、教育を担う各大学が、しっかり主体的に担っていただかないといけない。その点はまだまだ時間がかかる。

先ほど議題1の中で、新たにアーキビスト認証に係る科目設置を検討している大学院があるという情報をいただいた。現在、学習院大学、大阪大学、島根大学という3大学の大学院があるが、それがさらに増え、そこから学部段階の授業科目も検討する時代がいずれ訪れるだろう。まだ先の話ではあるが、資料3の例2はそういう可能性を持っていると思い紹介した。

ほかの委員の先生方からも、意見をいただいて、今後の議論の素材にさせていただければと思う。どうぞよろしく。

- 大賀委員 この委員会が立ち上がる前に、アーキビスト認証準備委員会が令和元年12月にとりまとめた「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」において、レベル分けについて書かれている。そこには、「認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」制度を導入する」とある。もちろんこれはいろいろな広い意味に取れるので、高埜委員長がおっしゃったようなこともありうると思う。ただ、例1のように「准アーキビスト」を取ったあと、そこから認証アーキビストになる道筋がきちんとつくれるのか。もちろん人によっては「准アーキビスト」のままでもいい、それを幅広く活かしたいという方もいらっしゃるだろう。でも、「准アーキビスト」は「准アーキビスト」のまま、認証アーキビストはまた別である、というようなルールになってしまうと、やはり少し厳しいのではないか。裾野を広げたとしても、「准アーキビスト」から認証アーキビストを目指すのだという道筋をきちんと考えた上で制度をつくらないと、結局は有効に機能しないのではないか。

一方で、レベル感を仮に大学院修士課程としても、「准アーキビスト」と認証アーキビストの違いは実務経験の有無が大きい。アンケート調査結果を見ても、現場では実務経験の有無について非常に強く意識しており、出口がないというお話もあったが、「准アーキビスト」が実務経験を積み、認証アーキビストにつながる方法をきちんと考えた上でないと、せっかく「准アーキビスト」を作っても有効に機能しないのではないかと懸念している。

- 高埜委員長 ほかにも意見があればお出しただければと思う。
- 太田委員 1つは確認となるが、資料3の例1が大学院レベル、例2が大学学部レベルというイメージだと思うが、アンケート調査結果では、既に公文書館等で勤務しており実務経験はあるが、認証アーキビストにはなれる見込みがない、という一群があった。それが例1、例2では示されていないが、その部分の検討は事務局で除外したということか。

それから、例1と例2に関して、先ほどの道筋の話で言えば、例1は大学院で学んだ、あるいは国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）を受講したが、まだ勤めていないから認証アーキビストにはなれない、という方だとすると、割と認証アーキビストへの道筋はつけやすいと思う。例えば、埼玉県立文書館において専門職を採用しようとした

ときに、「准アーキビスト」というか、何らかの指標となるようなものがあつたほうが、学生としても、また実際の人事担当からしても、ありがたいのではないかと思う。そして実際に就職して、3年、5年と実務経験を積み重ねれば認証アーキビストになっていくという流れであれば、例1は割とその道筋というものをつけやすい。

一方で、例2は学部であるので、なかなか単純にはいかないかとは思いますが、現場にいる私の立場から言うと、県庁の側にアーカイブズや公文書管理を理解してくれている職員が多くなれば非常にありがたい。専門職になるということではないが、例2があれば、学部でこういう科目や講座などを設置する大学は増えてくるだろうし、そこで何かしら学んだ人が公務員として一般行政職で入るときに履歴書の資格欄に書けたり、あるいは入ってから人事異動の希望書などに文書管理のことが書けるということは、悪いことではないと思う。ただ、「准アーキビスト」から認証アーキビストへの道筋や、ヒアリング調査の意見にもある「アーキビスト」と名が付く資格のレベルを安易に下げるべきではない。」ということはあるかと思う。

「准アーキビスト」という名称も、「准」とつくものは一般の人からすると、大学の先生の教授と准教授のイメージぐらいしかない。教授と准教授はほとんど同じに思え、大学の教官としての差異をあまり感じない。そのイメージからすると、「准アーキビスト」というと、もうアーキビストだが、まだ若手だという程度の違いに思えてしまう。そうだとすると、この「准」は少し気をつけて使っていかなければいけない。現場で長くやってきた経験からすると、例1も例2も人材として欲しいというところはある。

○高埜委員長 今の太田委員の1点目の質問は、事務局からお願いしたい。

○幕田首席公文書専門官 質問のあった認証アーキビストと同様に業務を行う者及び認証アーキビストの指示のもと作業を行う者への資格化については、先ほど統括の梅原から説明したように、まずは優先順位をつけてやっていこうということである。そのため、アンケート結果でパーセンテージも高かった「実務経験は無いが、知識・技能等を習得した者」、つまりCタイプから取りかかった上で、それと並行して、現職で働いている人たちにはどういう資格が望ましいかということについて、中期的な形で進めてまいりたいというのが事務局の考えである。除外したということではない。

○高埜委員長 今日の議論については、今後、来年3月の認証委員会で、引き続き議論を進めていくものであるので、今日ご意見を頂戴し、それを事務局に引き継いでもらう位置づけになっている。言いつ放しの意見でも構わないので、もし他にあればお願いしたい。

○福井委員 例2の人たちが、アーキビストという名称でよいのかすごく疑問に思っているが、一方で、私も行政に長く携わってきた人間として言うと、文書管理の業務というものは決して目立たないし、決してそれだけで成り立つわけでもない。そういう仕事に真面目に取り組んでもらう人に対して、奨励という形ではないかと思うが、何らかの励みになるようなものが欲しいなと思う。それは公文書館で考えることなのか、内閣府で考えることなのか、少し議論しなきゃいけないと思うが、何か検討をしていただき、かつ彼らの仕事が公文書館の仕事につながっているのだということが分かると、すごくよいのではないかと考えている。

○高埜委員長 いろいろ先生方からご意見をいただいたが、この後、内閣府の吉田課長からご発言をいただく予定であり、この准アーキビスト問題と関連する内容である。内閣府では以前と比べて、新たな議論が行われたようなので、吉田課長からのお話を伺った上で、もう一度ご発言があれば頂戴するという事で、議論を進めたい。

第7回、第8回の認証委員会においても、当時の杉田課長から説明をいただいた。その後、7月26日の公文書管理委員会で公表となった内容を踏まえて、吉田課長から説明いただく。

○吉田課長 資料4に基づき、「行政文書管理の中核を担う専門人材の育成・確保の取組方針」のほか、デジタル化などの取組について、7月26日の公文書管理委員会でご議論いただいた。また、今年は国立公文書館開館50周年、公文書管理法施行10年であり、これまでの積み重ねを踏まえて、国として、今後どのように取り組むかについて説明をしたい。

資料4の1ページ目が、「行政文書管理の中核を担う専門人材の育成・確保の取組方針」であり、前回の認証委員会において前課長の杉田から説明したが、4月の公文書管理委員会

における議論を踏まえてブラッシュアップするとともに、関係機関とも相談してまとめ、7月26日公文書管理委員会でお示ししたものである。大体これで政府としての検討は一通り終わり、今後は実務を進めていくこととなる。

内容としては、これまでも全職員に対して研修の強化を行ってきたが、各行政機関で公文書管理をしっかりやっていくためには、各府省の中核的な部門を強化していく必要があるということで、各府省CRO（Chief Record Officer）を補佐する専門人材の育成・確保の取組を強化していこうと考えている。

CRO室の専門人材が担う主な業務や、専門人材に求められる能力を、資料4、1ページの下の左右に書いている。例えば、文書管理のPDCAサイクルや、電子化や新たなルールへの対応、管理簿への記載など実務の徹底、不適切事案への対応、情報公開への対応などがCRO室に求められ、また、その中で働く専門人材としては、様々な関連する能力が求められると整理している。

2ページに主な取組をまとめている。1点目は各府省におけるキャリアパスの構築。人事や会計などの分野では、何度も関係するポストに配属される中で、専門家が育成されている。同じように文書管理についても、関連する公文書管理課、公文書監察室、あるいは国立公文書館や各府省CRO室などで実務経験を積みながら、高度な知見の獲得・活用ができるような人事育成・配置を行っていく必要があるのではないかと考えている。

2点目は、幅広い一般職員向けの研修とは別に、CRO室の職員等の人材に向けた研修をしっかりやっていく必要があるのではないかと考えている。

3点目は、今年、国家公務員法が改正され定年が延長となるが、高齢職員をどのように活用していくかということが課題になっている。そうした方は、文書管理の知見を持っているので、行政実務経験を活かして、公文書管理の知識をさらにしっかりと身につけていただく、あるいは公文書管理に携わってきた人をさらに積極的に活用して、CRO室の機能を強化していく必要があるのではないかと考えている。

その他としては、例えば内閣府公文書監察室、各府省公文書監理官室などを例に挙げているが、公文書管理に関する助言及び実地調査などの業務を主たる職務として遂行している場合は、認証アーキビストの認証に係る実務経験の対象となる。これについては、政府の中で文書管理の業務を担っている人が、将来アーキビストを目指してみようということにつながる。一方で、アーキビストが政府の中で関連する仕事をする場合に、政府での経験が対象にならないと、アーキビストとして継続できなくなるので、政府での関連業務の実施が実務経験の対象になるのはプラスになると思っている。

4ページ。内閣府の取組として、公文書管理委員会では素案を提示した上で、各府省の公文書監理官という審議官級の方や、各府省人事管理官、各府省のCRO室の実務者に対して、人の強化、充実をお願いしたいということをお話している。また、内閣府としてもこれから各省庁と意見交換をしながら、どういう研修が必要なのか。あるいは研修だけではなく、どのようにCRO室が機能していくようになるのか、どのような知見を持つことが必要なのか、そうしたことについて意見交換しながら検討を重ね、来年度から実施していきたいと考えている。

5ページからは参考資料だが、この機会に、今後の政府の取組の方向性について、特にアーカイブに関係してくるものについて説明したい。

6ページでは、廃棄協議の方法の見直しについてである。今、国の行政文書を廃棄するときには、内閣総理大臣、つまり内閣府に協議をし、その際に内閣府から国立公文書館に確認した上で、適切であれば、廃棄に同意する仕組みがある。これは年間大体300万件ぐらいあり、課題もあることから、方法を見直すこととしており、7ページに方針を示している。

特に大事なものが2つ目で、今のやっている作業は、約300万件ある文書について、リストの情報を見て、各府省が定める保存期間表と合っているかをチェックし、廃棄か移管かを全部確認している。大体移管する案件が、全体で年間0.5%程度である。せっかく、認証アーキビストの方もいて、非常に高い専門性を持っている方がいるのだから、その能力をより生かせるよう、メリハリをつけるようにしてはどうかと思う。例えば、あらかじめ、どの組織のどういう文書が移管の可能性があると、大体分かっていたので、一件一件をチェックす

るのではなくて、あらかじめ類型を決めておくことも考えられる。こういう文書は移管の可能性があるからしっかり見る、こういうものは類型に沿ってチェックする、そうしたメリハリをつけていこうということを考えている。

あわせて、移管が適切と考えられる文書で、これは移管ではないのかと国立公文書館のアーキビストが判断したものについて各省庁と調整するが、話が平行線になることもある。そうした際に、内閣府が間に立って、移管が適当であるならきちんと移管しろということを調整できるような仕組みを強化するとともに、活用していこうと考えている。

類型について説明すると9ページ。今300万件の廃棄協議うち約9割を占めているのが、地方支分部局や現業の文書である。地方や現業は、本省が決めた方式に沿って、定型的、定例的な業務を処理していくことが多い。今までの10年を振り返っても、ほとんど移管するものがない、歴史的に重要な文書が少ないというような状況である。

そういう定型的なものは、あらかじめ業務の区分を類型化してもらおう。その類型に沿って廃棄か移管かを、あらかじめ内閣府や国立公文書館のアーキビストと相談をして、お互い合意に至った内容を基準としてやっていこうと思っている。

そもそもの基準を定め、どこで移管・廃棄の線を引くかということを、国立公文書館と各府省が、より話し合いながら決めることによって、各府省の作業も合理化する。また国立公文書館も、移管・廃棄の判断について、より川上の段階で参画できることになると思っている。

11ページがそういったことを図にしたもので、12ページが先ほど申し上げた、国立公文書館が移管と評価をした場合、やはりこれは移管ではないのかと思った場合には、内閣府と相談してやっていこうというもの。公文書管理法によって、内閣総理大臣には権限が与えられていて、各府省に対する資料提出や実施確認、さらに言えば内閣総理大臣から廃棄するなという求めを使うこともできる。そうしたことを背景に、国立公文書館のアーキビストが、この文書は残すべきである、国家として歴史的に重要な文書だから移管して永久保存すべきだという評価をしたものを、しっかり残していくことができると思っている。

14ページでは、行政文書の管理に関するルールについて、公文書管理法施行10年を踏まえた見直しである。例えば、この10年間でEBPMということが言われるようになり、今までどちらかという政府の政策形成のほうに比重を置いていたが、その結果ももう少し残さないといけない、あるいは重要政策を含めて、政策の実績や効果を分析した資料の保存について考え直してもよいのではないかと。また、ここには書いていないが、審議会だけではなくて、いろいろな有識者会議を国で開催することもあり、そうした提言などをまとめる会議についても移管してはどうか、そうした議論が行われた。実際にどういうところで線を引きかということを国立公文書館の知見もいただきながら、今後1年ぐらいかけて考えていこうと思っている。

15ページは少し違う話となるが、デジタル時代の公文書管理について、この4月から、デジタルワーキング・グループを設置して議論を行ってきた。

大きく分けて2つテーマがあり、1つがデジタルを活用したシステムを構築して、文書管理を効率的にやっていくということ。職員が普段どおりに仕事をしていれば、システムできちんと文書管理のサポートをしてくれ、公文書管理法のルールが確実に守られる、あるいは手続漏れがない、改ざんや紛失、誤廃棄もないような文書管理を実現できるようなシステムを組んでいきたいということ。特にデジタル庁が発足したので、一緒に連携しながらつくっていければということで検討している。2つ目が、いろいろな行政事務の処理のためのシステムができるので、例えば今まで紙で考えていた公文書管理のルールでは対応しにくいところがあるので、そこも整理するということである。

16ページがデジタルを活用した公文書管理の内容。今後はデジタルで文書を管理して、デジタルで移管して、デジタルで保存していくということになってくるので、そうした視点もアーカイブズの中では重要になっていくということ。

もう一つは、システムがきちんとできるようになれば、アーカイブズ側の仕事も変わっていくのではないかと。これは具体的には、先ほど、保存期間表を行政機関が作っており、そのとおりに行政文書ファイル管理簿を作っているかどうかをチェックするという話

をしたが、保存期間表のとおりシステム上も文書ができてしまうようになれば、それをチェックする必要はなくなる。そういう意味では、今、国立公文書館で行っている確認作業も、やはり個別チェックするよりも、より川上のそもそもの基準について各省と議論しながら整理していくことになっていくと思っている。

あともう一つが、16ページ中段の「主な制度見直し」の3つ目になるが、今まで国立公文書館に移管されるものは最長30年で移管していたが、これを20年にしてはどうか。つまり国立公文書館に早く移管し、利用可能にしてはどうか、あるいは移管後も必要があれば行政機関で写しの文書を継続保有することを認めるということである。これは今までの紙媒体であると手元にないと困る、だから移管できないという話だったが、デジタルであれば、移管はするが手元にも置いておける。そうすると、行政機関から国立公文書館に文書を移管しやすくなると考えられる。

さらに言えば、今、国立公文書館であれば、例えば移管を受けてから排架・目録公開までに1年以内に行うこととしている。極端な話、デジタルであれば、1年前にデータをもって準備をしておけば、移管を受けたそのときに目録を出して、利用に供することができる。つまり、情報公開請求、利用請求できない期間をゼロにすることができる。

そうしたことも、デジタルワーキングでご提言いただいた内容で、今後数年かかるが、一つ一つ着実に進めていこうと思っている。

18ページからは、地方自治体への情報提供。地方公共団体の公文書管理担当との連携をやっていた状況が続いていた。今年の2月から、都道府県に対しアンケート調査をした。

19ページの下に書いてあるが、地方自治体に聞くと、例えばコロナの文書をどのように残すようにしていくか、行政文書の電子的管理はどのようにやっているか等の情報提供の希望があった。また、認証アーキビストや専門知識を有する人材に関する情報提供の希望があり、各館と国立公文書館のつながりはあるが、行政機関の公文書館担当にも、認証アーキビストの名簿、あるいは今年の9月から認証アーキビストの募集が開始しているという情報提供を行うなど、そうした連携を強化しているところである。

こうした改革を実施している。今後、国立公文書館の新館が令和10年度に開館する予定で、展示や運営についても議論していく。こうした見直しの目的を違う観点から整理すると、やはり大事なものは、行政文書の管理を確実に行うということ。もう一つは、国立公文書館への移管を確実にやっていくこと。また、デジタルの活用、人材育成、あるいは移管基準の拡充・明確化によって、国立公文書館を充実していくということもあり、3点目が、認証アーキビストも始まったので、やはり国立公文書館にいるアーキビストの能力、機能の発揮ということも非常に大事なことと思っている。

繰り返しになるが、廃棄協議で300万件の確認を全て個々にやるだけではなくて、もっと事前に基準設定に携わっていく、あるいは協議の中でやはり国立公文書館として大事だと思う文書があったら、それは移管できる仕組みを考えていきたい。

最後となるが、これは私の個人的な考えだが、認証アーキビストという制度ができたが、私の中では国立公文書館は認証アーキビストが働く最高峰の場所の一つであってほしいと思っている。国立公文書館の認証アーキビストがどのような仕事をするのか、例えば、各省庁といろいろ議論をし、必要な文書をきちんと残す仕事をしているんだと。そういったところに携わっていることが見えるようになってくると、アーキビストという仕事への社会的な評価というものも高まってくるとは思っている。

大きな見直しをたくさんやっているが、いろいろ組み合わせながら、公文書管理の充実に向けて、引き続きしっかりやっていきたいと思っている。

○高埜委員長 とても具体的な内容をお示しいただいたということで、時間があれば1時間でも2時間でも議論が続きそうな内容を含んでいるように思った。ご質問の類いを中心に、何かご発言いただければと思う。

○井口委員 質問をよろしいか。ささいなことだが、19ページの下から4行目に、公文書管理条例等の制定状況が、「全都道府県、全政令市、市区町村の93%」となっているが、この数字の意味がよく分からなかった。

- 吉田課長 これは総務省で調査をしているものになるが、「条例等」で調査している。条例で制定しているところは多くはないが、自治体の知事決定や内規、市長決定などで定めているところを含めて、ルールを制定しているところが93%であるということである。
- 井口委員 実際に小さな町の現状を見ると、公文書管理条例などは無いに等しい状況で放置されているのが現状ではないかというので、少し違和感があったため質問させていただいた。
- 大友委員 専門人材の育成・確保ということで取組を強化されるというお話であったが、そこを資格化するか、認証アーキビストとは別な制度としてレコードマネージャーなどの形で資格整備という方向性はお考えではないのか。
- 吉田課長 行政機関における業務内容としてはレコードマネージャーだと思う。私は、公務員として給料をもらって仕事をするということは、プロだからお金をもらうのだと思っている。公文書管理課に来れば公文書行政のプロにならないといけないし、着任から3日後に何か説明しろと言われれば説明するのが我々の仕事だと思っている。そういう意味では、何か資格があるかどうかではなくて、CRO室に行けば、そのCRO室の中でやるべき仕事をきちんと覚え、やるのが、我々公務員の本来のあるべき姿なのかなと思っている。
- 資格化している仕事は公務員の中ではほとんどない中で、これだけ資格化するのはどうなのか、誰が資格認証するのか等を整理し始めると、非常に時間がかかると思っている。
- 例えば、私も国会担当を2年やっていたが、国会担当という日の当たらないところでいろいろ苦労しながらやっていた、この方が担当となると国会対応が順調に進むという場合もある。そういう方に対して資格を付与するかというと、そうではない。でもやはりそのような方が知見を持っているということで頼りにされる。公務員というのは、資格という形ではなく、頼られるとか、周りからこの道のプロだとみなされているということが、一つ重要なことと思っている。
- こういう意味では、アーキビスト認証準備委員会や本委員会に「准アーキビスト」の検討をお願いしていた経緯も承知しているが、資格化となると結構大変かと思っている。ただ一方で、目の前のCRO室の強化は必要であり、こういった取組をまずしっかりやっていきたい。それをさらに資格化するかどうかは、また少し考えさせていただきたい。あまり資格化ありきで考える必要もないのかとは思っている。
- 大友委員 アンケートの中にもあったが、人事異動もあり、資格を取っても仕方ないのではないかというような話も出てきた。やはり資格と人事がきちんと整うことで、より専門性が高まっていく、質の高い業務ができる部分を確保するという方法もあるかと思う。
- 吉田課長 そこは内閣府でもいろいろ議論し、難しいところはあると思っている。確かに資格と人事が一体化すればということはあるが、ただ、どこの省庁にも会計のプロや人事のプロがいて、資格がなくともそういう方は会計と人事の仕事に回る。一方で、公文書管理担当者の中にもアーカイブズ的な選別が得意という方もいるだろうし、またレコードマネジメントが得意という人もいるだろう。少し話はそれるが、レコードマネジメントは全ての部局できちんとできていくようになるべきものであり、むしろCRO室から異動した人が原課に行って、CRO室で学んだことしっかり活かしていく。また、原課にいた人がCRO室に行って、そこで学んでいき、その経験がどんどん広がっていくと。自分たちがそういう公文書管理に責任ある立場に行くことによって、学んで、それがどんどん広がっていくということが、実際の公文書管理をよくしていくことが大事と思っている。私もだが、公文書管理課に来るまでは、公文書管理というものをほとんど意識していなかった。公文書管理課に来て、学んで、これは大事な業務だからこれからしっかりやっていかないと、と思うところはある。人事ローテーションの中で、レコードマネジメントの重要性というものを学んで、次の業務に活かしていく。一般的な研修だけでは、ぴんとこないところもしっかりとやっていくということも大事だと思っている。
- ただ一方で、CRO室が各部局をグリップして運用していかないと、各府省としての適正な公文書管理も進まないため、そこは鍛え上げていかなければいけないと思っている。
- 高埜委員長 OB・OGの人材を活用したい、そういう狙いが今日の説明の中にも盛り込まれていたが、このアーキビスト認証委員会においては、行政機関での専門人材に対して「准アーキビスト」の資格を認証してはどうかという構想も、当初含まれていたように理解してい

る。今日の説明を伺うと、その点に関しては意識されていない。OB・OGの方には、例えば国立公文書館の研修などを受けていただいて、実力をより形成していただくということはあるにしても、資格化そのものについては吉田課長も考えてはもらえないような説明だったように思う。そうだとすると、先ほど資料3で、認証アーキビストに係る拡充検討を議論した梅原統括からの説明にあった、かつてのA、B、Cタイプという枠組みのうち、Aタイプに該当する問題について、これは認証委員会における「准アーキビスト」資格の議論とは、もう切り離して考えてよいと理解してよろしいか。

○吉田課長 これはアーキビスト認証委員会や国立公文書館にもお願いしてご議論いただいているものである。先ほど梅原統括から優先順位というお話があったが、これからようやくOB・OGの方を活用していく。OB・OGの方というのは、結構ポテンシャルがあると思っており、現役職員は2、3年で人事異動しながら、いろいろ経験を幅広く積んでいく。

OB・OGの方は、5年ぐらい継続して従事することも可能だろうし、そこに任官することを踏まえて、2、3年前から文書管理に携わるということになっていくと思う。そういう人に、「准アーキビスト」という資格を与えたほうがいいのか、それとも、時間があるのであればアーカイブズ研修Ⅲを受講したり、単なるレコードマネージャーではなくて、評価選別などのアーキビスト的な視点も持っていただくのであれば、認証アーキビストを目指していただいてもよいかと思う。研修と実務経験を合わせて認証要件の対象になっていくこともできるので、そうした道もあるのではないかと考えている。そこをどう扱うかについては、まだ将来の課題かと思う。少なくとも当面の優先課題ではないと考えている。

いずれにせよ公文書管理課は、現用の行政文書だけではなくて、移管後の文書を含めて、どう扱うかということを一貫して見る組織になっているので、公文書管理に係る人材、アーキビスト、あるいは行政機関の中の人材を、どのように考えるのがいいのかということ幅広く見ていかないといけないと思う。行政の側については、中核人材の育成・確保の取組をスタートして、数年置いてから、また必要があれば考えるのかなと考えている。

○高埜委員長 吉田課長には、今後ともこの課題についてはぜひとも当委員会へも情報を提供いただき、共有したいと考える。ありがとうございます。

それでは、本日用意した議題については、以上としたい。

最後に、鎌田館長よりご挨拶のほどよろしくお願ひしたい。

○鎌田館長 本日もまた、大変長い時間にわたって熱心に議論いただき、誠にありがとうございました。また吉田課長におかれては、公文書管理委員会での議論の状況を詳しく説明いただいた。今後のアーキビストの将来像に、非常に大きな影響があるところである。

本日議論いただいた中で、幾つか今後さらに継続して検討すべきものがあるが、それらについては、頂戴した意見を踏まえて、当館でさらに整理、検討を進めて、改めてこの場にお諮りをしたいと思うので、何とぞよろしくお願ひしたい。

なお、次回の委員会については、認証アーキビストの申請の審査となる。昨年同様、先生方には大変ご負担をおかけすることになると思うが、アーキビスト認証の制度発展のためにも、ぜひともご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高埜委員長 最後に事務局から連絡事項をお願ひしたい。

○梅原統括公文書専門官 事務局からは2点ある。

本日の議事の記録については、後日ご確認をお願ひしたいと考えている。

次回の委員会は、認証アーキビストの申請を9月末で締め切り、作業を進めた上で、先生方には、10月の終わりぐらいから11月の頭をめどにして、改めて日程調整をさせていただきたい。ご多用のところであるけれども、ぜひともよろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 それでは以上をもち、第9回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上